

令和4年度 総合評価方式（特別簡易型）の落札者決定基準のひな形について

総合評価方式（特別簡易型）で行う一般競争入札について、令和4年度における落札者決定基準のひな形を作成しましたのでお知らせします。

令和4年度の改正点

評価内容等を次のとおり見直しました。（別紙参照）

[改正点1]

2. 配置予定技術者の能力

（4）配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組状況【変更】

- ・継続教育（CPD）の単位取得について、新型コロナウイルス感染症の影響で、講習会が中止となったことを鑑み、対象年度を前年度・前々年度のいずれかの年度としていたものを、通常の前年度のみに戻しました。

[改正点2]

3. 地域の精通性及び地域貢献の実績

（3）呉市消防団活動の有無（公告日現在）【変更】

- ・消防団長発行の呉市消防団員在職証明書については、公告日以降発行のものとししました。

[改正点3]

3. 地域の精通性及び地域貢献の実績

（4）呉市建設業危機管理対策協議会会員登録の有無（公告日現在）【変更】

- ・呉市建設業危機管理対策協議会（事務局：呉市危機管理課）発行の呉市建設業危機管理対策協議会会員証明書（公告日以降発行のもの）の写しの提出を要することとししました。

【注】 なお、落札者決定基準のひな形は、現時点での予定であり、実際の評価には各工事を発注する際に公表する当該工事の落札者決定基準が適用されます。

総合評価方式（特別簡易型）落札者決定基準

工事名	〇〇〇〇〇〇〇工事					
工事場所	呉市〇〇町地内					
予定価格	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）					
工事概要	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 一式, 〇〇〇〇 一式, 〇〇〇〇 一式					
総合評価方式による理由	価格と品質で総合的に優れた調達を促進するため、総合評価方式を採用する。技術的な工夫の余地が小さいと認められる建設工事であって、入札者の提示する同種・類似工事の施工実績、配置予定技術者の能力、工事成績、入札価格等を一体として評価することが妥当であるため、特別簡易型により実施する。					
評価の方法	価格以外の評価点は標準点（100点）に加算点を加えたものとし、加算点は次の評価項目及び評価基準に基づき、各々の評価点の合計を20点に換算した点数とする。					
価格以外の評価点	1 企業の施工能力	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
			(1) 過去15年間の公共工事における同種・類似工事の元請施工実績	①同種工事の施工実績あり	2.0	/ 2.0
				②類似工事の施工実績あり	1.0	
				③実績なし	0.0	
			(2) 前3か年度の当該業種における呉市の工事成績評定点の平均点	①平均点が80点以上	4.0	/ 4.0
				②平均点が78点以上80点未満	3.5	
				③平均点が76点以上78点未満	3.0	
				④平均点が74点以上76点未満	2.5	
				⑤平均点が72点以上74点未満	2.0	
				⑥平均点が70点以上72点未満	1.5	
				⑦平均点が68点以上70点未満	1.0	
				⑧平均点が65点超68点未満	0.5	
				⑨平均点が65点以下又は実績なし	0.0	
			(3) 呉市建設工事優良成績者表彰における被表彰者の該当実績	①実績あり（3回）	1.5	/ 1.5
				②実績あり（2回）	1.0	
				③実績あり（1回）	0.5	
				④実績なし	0.0	
		(4) 配水管技能者の雇用者数 (※配水管布設工事のみの評価内容)	①配水管技能者（耐震）を3名以上雇用 配水管技能者（HPP E）を3名以上雇用 ※発注管種により使い分ける	1.0	/ 1.0	
			②配水管技能者（耐震）を2名雇用 配水管技能者（HPP E）を2名雇用 ※発注管種により使い分ける	0.5		
			③上記①又は②以外	0.0		
	小 計					/ 8.5
2 配置予定技術者の能力	(1) 配置予定技術者の保有する資格	①（例）1級〇〇施工管理技士又は〇〇	1.0	/ 1.0		
		②（例）2級〇〇施工管理技士又は〇〇	0.5			
		③上記①又は②以外	0.0			
	(2) 配置予定技術者の過去15年間の公共工事における同種・類似工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての施工経験の有無	①同種工事の施工経験あり	1.0	/ 1.0		
		②類似工事の施工経験あり	0.5			
		③経験なし	0.0			

総合評価方式（特別簡易型）落札者決定基準

価格以外の評価点	2 配置予定技術者の能力	(3) (2)における施工経験工事の従事役職	①監理技術者又は主任技術者	1.0	/ 1.0
			②現場代理人	0.5	
	③上記①又は②以外		0.0		
	(4) 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組状況	①(土木) 取得単位が20単位以上 (営繕) 取得単位が12時間以上	1.0	/ 1.0	
		②(土木) 取得単位が10単位以上20単位未満 (営繕) 取得単位が6時間以上12時間未満	0.5		
		③(土木) 取得単位が10単位未満、又は単位なし (営繕) 取得単位が6時間未満、又は単位なし	0.0		
	小計			/ 4.0	
	3 地域の精通性及び地域貢献の実績	(1) 工事地域(災害復旧工事の地域割単位)における本店の有無	①工事地域内(〇〇, 〇〇地区)に本店あり	3.0	/ 3.0
			②市内に本店あり	1.0	
			③市内に本店なし	0.0	
		(2) 前年度の地域環境維持向上活動の実績の有無(呉市内での広島県アダプト活動認定団体、呉市のふれあいロード・ふれあいりバー推進団体又はふれあい花壇協定団体)	①認定又は協定を締結し、活動実績あり	1.0	/ 1.0
			②活動実績なし	0.0	
		(3) 呉市消防団活動の有無(公告日現在)	①正規雇用者の中に消防団員の在職あり	0.5	/ 0.5
			②消防団員の在職なし	0.0	
		(4) 呉市建設業危機管理対策協議会会員登録の有無(公告日現在)	①登録あり	0.5	/ 0.5
			②登録なし	0.0	
		(5) 呉市発注で過去3年間の「平成30年7月豪雨災害復旧工事」の受注実績(※土木工事のみの評価内容)	①受注件数が10件以上	4.0	/ 4.0
			②受注件数が8~9件	3.5	
			③受注件数が6~7件	3.0	
			④受注件数が5件	2.5	
⑤受注件数が4件			2.0		
⑥受注件数が3件			1.5		
⑦受注件数が2件			1.0		
⑧受注件数が1件			0.5		
⑨受注実績なし			0.0		
小計			/ 9.0		
4 指名停止措置の状況	(1) 過去1年間における指名停止措置の有無	①該当あり	(-1.0)	/ (0.0)	
		②該当なし	0.0		
小計			/ (0.0)		
合計					/ 21.5
標準点(基礎点)	100点				
加算点	(価格以外の評価点の合計を20点換算)				
技術評価点	標準点(基礎点) + 加算点				
評価値	(技術評価点 / 入札価格) × 1,000,000				

総合評価方式（特別簡易型）落札者決定基準

3 (1)	様式 特第4 号	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧工事の地域別限定発注に係る地域割（以下「地域割」という。）をもとに、工事地域内の本店（主たる営業所）の有無を判定する。 地域割は次のとおり 1. 中央地区，宮原地区，警固屋地区，天応地区，吉浦地区，昭和地区 2. 阿賀地区，広地区，仁方地区，郷原地区 3. 川尻地区，安浦地区 4. 音戸地区，倉橋地区 5. 下蒲刈地区，蒲刈地区，豊浜地区，豊地区
3 (2)		<ul style="list-style-type: none"> ・呉市内における広島県アダプト活動（マイロード又はラブリバー）については、活動実績報告書（呉市土木総務課又は県建設事務所・支所の受付印があるもの）の写しを提出すること。 ・呉市のふれあいロード・ふれあいリバー推進団体又はふれあい花壇協定団体については、活動実績報告書（呉市土木総務課の受付印があるもの）の写しを提出すること。
3 (3)		<ul style="list-style-type: none"> ・消防団長発行の呉市消防団員在職証明書（公告日以降発行のもの）の写し及び雇用関係を証する書面（健康保険証等）の写しを提出すること。 ・3か月以上雇用する正規職員を対象とする。
3 (4)		<ul style="list-style-type: none"> ・呉市建設業危機管理対策協議会（事務局：呉市危機管理課）発行の呉市建設業危機管理対策協議会会員証明書（公告日以降発行のもの）の写しを提出すること。
3 (5)		<ul style="list-style-type: none"> ・呉市（呉市上下水道局を含む。）が発注した工事（土木工事に限る。）で、平成31年4月1日から当該公告の日までに契約締結した「平成30年7月豪雨災害，令和2年梅雨前線豪雨等による災害又は令和3年発生災害に係る災害復旧工事（災害復旧応急仮工事，災害復旧応急本工事を含む。）」の受注実績があること（契約解除がなされたものを除く。）。 ・確認書類として、契約書の写し（公印のあるもの），実績証明書の写し，CORINS（受注時，竣工登録ともに可）受注したことが確認できるものを添付すること。 ※土木工事とは，土木一式，とび・土工・コンクリート，石，舗装，しゅんせつ，塗装，水道施設及び解体の各工事をいう。
4 (1)		<ul style="list-style-type: none"> ・案件の公告日から過去1年以内において、呉市から指名停止措置を受けた場合に減点する。 なお、この「1年以内」は、指名停止の終期の日を基準とする。 ・本項目は呉市で確認し減点する。